

〈論文〉

「教育条理」または記述命題の規範的機能

„Natur der Sache“ im pädagogischen Diskurs: Präskriptive Funktion des deskriptiven Satzes

田原 宏 人

コンドルセの名はわが国の戦後教育学のなかで格別の重みをもっている。たとえば、家永教科書裁判の法廷で、いわゆる国家教育権論のイデオロギー性を批判するために彼の教育思想が援用された話は、今なお語り草になっている。教育思想にかぎらず、およそ思想と名のつくものをめぐって法廷論争がおこなわれたこと自体、裁判史上でもたしかに異例のことだった。しかし、異例であるがゆえに、憲法解釈の専門家から疑問が呈されるのも、ある意味では当然のことであつたろう。あるシンポジウムの席上、憲法学者内野正幸が次のような論争を仕かけている。

「少し乱暴な言い方になるかもしれませんが、西洋の歴史につきましても、フランスの教育の自由がどうであれ、コンドルセがなんといおうと、勝手にしやがれ、というかたちで突き放して認識していつて、それとは別に憲法解釈論的に見て、教育の自由がどのようにして実質的に根拠づけられるかというふうに見ていくべきではないか……¹⁾」

批判のポイントは、「公教育について問題を見る場合に、現実認識としての公教育と規範原理としての公教育を区別して考えるべき²⁾」という点にある。

これにたいして、法廷の証言台でコンドルセ公教育論を弁じた当人である教育学者堀尾輝久は、批判は的はずれだとして、次のように反論している。「それはコンドルセがどう言っているからどうだという意図とは全然違

う」；「教育の自由の根拠は精神の自由からおのずから引き出される原理である」；それが教育の条理だ；そして、条理が「歴史のなかでその姿を現してきたことは確か」であり、それが近代市民革命期、そこにコンドルセがいたのだ、と³⁾。つまり、たまたまコンドルセの諸命題は教育の条理を言い当てていた、そこで、教育の条理を仲立ちとしてコンドルセが法廷に登場してくる、というわけだ。

大方のシンポジストたちは堀尾を支持し、対する内野ほうは、多勢に無勢、完全に孤立し浮き上がってしまっている。また、堀尾自身が、「歴史認識と解釈論との区別」の「必要性ということでは、そのとおりだと思います⁴⁾」と述べることによって、論争は芽を出そうとした途端に摘みとられて終わっている。

ところで、「現実認識」または「歴史認識」と「規範原理」との区別はどこへ行ったのだろうか？ 無論、鍵は仲立ちを演じた教育の条理なるもののなかに潜んでいる。条理とは、Natur der Sache の訳語である。周知のように、〈自然〉には大別して〈能産的〉と〈所産的〉の二義があり、〈自然〉のもつこのコノテーションのうち超越論的認識と経験的認識とが一つに溶け合う可能性が秘められている。

これは、記述命題と規範命題との間に立つ垣根を取り払うことを意味する。すなわち、条理とは、「出自と来歴においてはアポステオリであるが、機能においてはアプリオリという両義性⁵⁾」をもつ、「『種類』において記述的でありながら、『機能』においては規範的であるような言明⁶⁾」のことを指しているのである。したがって、これをパラダイムと言い換えても差し支えなかろう。

以上の行論から、コンドルセが今日のわが国の教育学のパラダイムに一枚かんでいる疑いがかなり深まったといえる。そんなことははじめからわかっていた、などと言わないでほしい。事態をこのように整理することで、パラダイムの転換とはどういうことなのかが見えてくるからである。

「どんな経験命題も公準に変換されうる、そして記述のための規範となる⁷⁾」。どの経験命題が超越論的機能をもつことになるかは、「歴史過程の中

で展開されるさまざまな言語的実践⁸⁾」に依存する。「人々が理に合う、理に合わぬと見なすものは時とともに変る。ある時代の人々に合理と見えたものが別の時代には不合理とみなされ、またその逆もある⁹⁾」。ゆえに、どの経験命題が超越論的機能をもつことになるか、ある経験命題が超越論的機能を獲得するか否か、その境界は「流動的」である¹⁰⁾。

してみれば、パラダイム転換とは、超越論的機能をもつ命題の交替を意味する。そして、そこには、従来の一群の経験命題から超越論的機能を解除するという作業が含まれる。脱超越論化である。あるいは、それらの命題が「一種の神話学に属する¹¹⁾」ところから、この作業は神話解体の趣を帯びてくる。それはパラダイム転換の前提であり、十分条件ではないにしても必要条件ではある。

コンドルセ教育論を素材にわたしが試みようとしているのもこの種の作業である。コンドルセの諸命題をひとまず経験命題化する。そのうえで、今日の教育をめぐる蓄積されつつある従来とは違った知の体系の全体的布置のなかにそれらを位置づけてみたい。もしも、その「位置価」が境界値を越えているようであれば¹²⁾、その場合には結果的にもう一つの「神話」を書くことになってしまうが、それはそれ、また別の話である。

- 1) 内野正幸ほか「《シンポジウム》最高裁と教科書裁判」『法律時報』第64巻第1号、1992年1月、9ページ。
- 2) 同上、13ページ。
- 3) 同上、9ページ。
- 4) 同上。
- 5) 野家啓一『言語行為の現象学』勁草書房、1993年、266ページ。
- 6) 野家啓一『科学の解釈学』新曜社、1993年、210ページ。
- 7) ウィトゲンシュタイン(黒田亘訳)『確実性の問題』§321、全集第9巻、大修館書店、1975年。
- 8) 同上、§336。
- 9) 野家啓一『無根拠からの出発』勁草書房、1993年、284ページ。
- 10) 同上、286ページ。
- 11) ウィトゲンシュタイン『確実性の問題』§95。
- 12) 「超越論的機能」は、「知識体系の全体的布置によって定まる個々の命題の『位置価』

田 原 宏 人

に由来する。それゆえ、『超越論的』という概念には、体系全体との相関を顧慮することによってのみ、一定の意味が与えられる。」(野家啓一『無根拠からの出発』284 ページ)